

# 追加受付

## 令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

多度津町

多度津町に追加の測量・設計コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

### 対象事業者

- 追加申請の対象は下記に該当する事業者です。
- ① 令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ② 同名簿に登録されているが、新たな業種（または営業所）を追加しようとする事業者

### 登録が必要な業種

申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種（業務）があります。登録が必要な業種（業務）があります。登録が必要な業種（業務）は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空写真	測量業者
建設関係建設コンサルタント業務	建設	建築一般、意匠、構造	建築事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	舗装	不動産鑑定	不動産鑑定業者

### 用語の定義

県内業者…香川県内に本社（本店）がある者をいいます。

県外業者…香川県以外にある本社（本店）がある者をいいます。

営業所…本店（本社）、支店（支社）営業所等をすべて含みます。

### 入札参加資格者名簿の公表について

多度津町測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者については、多度津町ホームページで公表します。個別に通知をすることはありませんので、各自町ホームページを確認してください。追加申請分の更新は令和8年4月1日になります。

# 申請提出方法について

## 1 提出方法

- ① 令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者が申請する場合

提出方法	・ <u>持参</u> または <u>郵送</u> （郵送の場合は、受付最終日【1月30日】の消印有効）
提出部数	・1部
ファイル	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>個別フォルダー</b>（●イエロー（黄色系））</li><li>※<u>フラットファイル</u>及びその他指定外のファイルでの提出は無効となります。</li><li>詳しくは「<u>個別フォルダーの使用について</u>」を確認してください。</li><li>・A4判のみ受け付けます。</li><li>・「受付確認シート」に記載された順序で綴ってください。</li></ul>

- ② 同名簿に登録されているが、新たな業種（または営業所）を追加しようとする事業者が申請する場合

提出方法	・ <u>持参</u> または <u>郵送</u> （郵送の場合は、受付最終日【1月30日】の消印有効）
提出部数	・1部
ファイル	<ul style="list-style-type: none"><li>・クリアファイルにまとめて提出してください。</li><li>・A4判のみ受け付けます。</li><li>・「受付確認シート」に記載された順序で綴ってください。</li></ul>

## 2 審査日時・場所

審査日時（土日祝除く。）	審査場所
令和8年1月8日（木）～1月30日（金） 【午前】 9時～11時30分 【午後】 1時～ 4時30分	多度津町役場2階 総務課 〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3-95

- ・受付時間厳守。
- ・期間の後半は混雑するため、可能な限り期間に余裕を持って申請してください。

## 3 有効期限

令和8年 4月 1日～令和9年 3月31日

## 提 出 書 類 に つ い て

下記該当する項目に従い申請書類を作成すること。

(◎：必須提出 ○：該当する業者のみ提出 -：提出不要)

◆：多度津町独自様式有

①令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者が申請する場合

No.	提出書類	本社のみを申請	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)
			香川県内に本社があり、 県内の営業所を申請	香川県内に本社があり、 本社のみを申請	香川県外に本社があり、 本社のみを申請	香川県外に本社があり、 県内の営業所を申請	香川県外に本社があり、 県外の営業所を申請
1	受付確認シート (a~e のいずれか)	◆	◎	◎	◎	◎	◎
2	測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書	◆	◎	◎	◎	◎	◎
3	申請営業所調書	◆	-	◎	-	◎	◎
4	経営規模等総括表	◆	◎	◎	◎	◎	◎
5	希望業務等総括表	◆	◎	◎	◎	◎	◎
6	技術職員総括表	◆	◎	◎	◎	◎	◎
7	委任状	◆	-	◎	-	◎	◎
8	誓約書	◆	◎	◎	◎	◎	◎
9	多度津町税 (全ての税目)	納税 証明 書等	○	○	-	○	-
10	香川県税 (全ての税目)		○	○	-	○	-
11	法人税 (個人の場合は所得税)、消 費税及び地方消費税		○	○	○	○	○
12	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○	○	-	○	-
13	測量法第55条の8の規定に基づく書類	○	○	○	○	○	○
14	各登録規定第7条に規定する現況報告書	○	○	○	○	○	○
15	商業登記簿	○	○	○	○	○	○
16	業務経歴書	◆	○	○	-	○	-
17	財務諸表	○	○	○	○	○	○
18	登録証明書	○	○	○	○	○	○

②同名簿に登録されているが、**新たな業種（または営業所）を追加**しようとする事業者が申請する場合

No.	提出書類	(f)	(g)	(h)
		業種 (業務) の追加	新たに香川県内の 営業所を追加	新たに香川県外の 営業所を追加
1	受付確認シート（f～hのいずれか）	◆	◎	◎
2	測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書	◆	◎	◎
3	申請営業所調書	◆	○	◎
4	経営規模等総括表	◆	◎	◎
5	希望業務等総括表	◆	◎	◎
6	技術職員総括表	◆	◎	◎
7	委任状	◆	○	◎
8	誓約書	◆	—	—
9	多度津町税（全ての税目）	納 税 証 明 書 等	—	○
10	香川県税（全ての税目）		—	○
11	法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税		—	—
12	個人住民税の滞納がない旨の証明書		—	—
13	測量法第55条の8の規定に基づく書類	○	○	○
14	各登録規定第7条に規定する現況報告書	○	○	○
15	商業登記簿	○	○	○
16	業務経歴書	◆	○	○
17	財務諸表	○	○	○
18	登録証明書	○	○	○

※業種と営業所を共に追加する場合は（g）（h）を選択してください。

## 提出書類の注意事項等

No.	提出書類	説明・注意事項等
1	受付確認シート（a～h）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式（a～h）のうちの該当する書式を使用すること。</li> </ul> <p>【① 新規申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a)・香川県内に本社があり、本社のみを申請する場合</li> <li>(b)・香川県内に本社があり、全部又は一部の業種を香川県内営業所に委任して申請する場合</li> <li>(c)・香川県外に本社があり、本社のみを申請する場合</li> <li>(d)・香川県外に本社があり、全部又は一部の業種を香川県内営業所に委任して申請する場合</li> <li>(e)・香川県外に本社があり、全部又は一部の業種を香川県外営業所に委任して申請する場合</li> </ul> <p>【② 追加申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(f)・業種（業務）のみを追加する場合</li> <li>(g)・新たに香川県内の営業所に業種（業務）を委任して申請する場合</li> <li>(h)・新たに香川県外の営業所に業種（業務）を委任して申請する場合</li> </ul>
2	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用すること。</li> <li>・申請営業所数は、本社（主たる営業所）を含めて2箇所までとする。</li> <li>・同一業種を、複数の営業所（本社を含む。）で申請することはできない。</li> </ul> <p>×例1) 大阪支店 測量 ×例2) 本社 建築 高松支店 測量 高松営業所 建築</p>
3	申請営業所調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用すること。</li> <li>・申請する業種の全部又は一部について、測量・建設コンサルタント業務等に係る見積り、入札及び契約締結等に関する一切の権限を営業所に委任する場合に必要となる。</li> </ul>
4	経営規模等総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用すること。</li> </ul>
5	希望業務等総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用すること。</li> </ul>
6	技術職員総括表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用すること。</li> </ul>
7	委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用すること。</li> <li>・No.3「申請営業所調書」を添付する場合必要となる。</li> </ul>

8	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用。</li> <li>・本社（主たる営業所）の代表者（個人事業主の場合は個人）名により誓約すること。</li> </ul>				
9	多度津町税（全ての税目） 【コピー可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多度津町内に新規で申請する営業所（本社を含む）がある場合、または令和7年度名簿に登録のある事業者が、新たに多度津町内の営業所を追加申請する場合に必要となる。</li> <li>・『滞納のない証明書』</li> </ul> <table border="1" data-bbox="632 489 1462 601"> <tr> <td data-bbox="632 489 1065 541">発行窓口</td><td data-bbox="1065 489 1462 541">電話番号</td></tr> <tr> <td data-bbox="632 541 1065 601">多度津町 税務課</td><td data-bbox="1065 541 1462 601">0877-33-1118</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和7年10月1日以降に発行されたものであること。</u></li> </ul>	発行窓口	電話番号	多度津町 税務課	0877-33-1118
発行窓口	電話番号					
多度津町 税務課	0877-33-1118					
10	香川県税（全ての税目） 【コピー可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県内に申請する営業所（本社を含む。）がある場合、または令和7年度名簿に県外業者として登録しており、新たに県内営業所を追加申請する場合必要となる。</li> <li>・『納税証明書』入札参加資格申請用</li> <li>・<u>令和7年10月1日以降に発行されたものであること</u></li> <li>・すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要。</li> <li>・県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表社印と受領者の本人確認が必要となる。</li> <li>・交付手数料として、1部につき400円の<b>県証紙</b>が必要。</li> <li>・香川県税の納税証明については、次のホームページから確認すること。 (県税のページ) <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/">https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/</a> (県税のページ Q &amp; A納税証明書について) <a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#q5">https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#q5</a></li> </ul>				

1 1	法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税 【コピー可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『納税証明書』 法人の場合（様式その3の3） 個人の場合（様式その3の2）</li> <li>・<u>令和7年10月1日以降に発行されたものであること。</u></li> <li>・国税の納税証明については、次のホームページから確認すること。 <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a></li> <li>・納税証明書のオンライン交付請求について ※電子納税証明書は PDF 形式で印刷されたもののみ可とする（xml 形式は不可）。 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm</a></li> </ul>
1 2	個人住民税の滞納がない旨の証明書 【コピー可】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県内（多度津町除く）の個人事業主のみ必要となる。</li> <li>・令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要となる。</li> <li>・<u>令和7年10月1日以降に発行されたものであること。</u></li> </ul>
1 3	測量法第55条の8の規定に基づく書類 【コピー】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請業種「測量」の登録を希望する場合に提出すること。※申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できない。</li> <li>・測量法第55条の8の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）を提出すること。</li> <li>・国土交通省地方整備局に提出したものとのコピーとし、受付印不要とする。</li> <li>・提出日を余白に記入すること。</li> </ul>
1 4	各登録規定第7条に規定する現況報告書 【コピー】	<p>※申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省地方整備局の受付印があるもの。未返却の場合は提出日の余白に記入すること。</li> <li>・各登録規定の提出書類は下記のとおりとする。 ※申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規定の現況報告書一式 ※申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規定の現況報告書一式 ※申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規定の現況報告書一式</li> </ul>
1 5	商業登記簿 【コピー】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.13「測量法第55条の8の規定に基づく書類」、No.14「各登録規定第7条に規定する現況報告書」の書類がない場合に提出すること。</li> <li>・法人の場合提出すること。</li> <li>・<u>令和7年10月1日以降に発行されたものであること。</u></li> </ul>

16	業務経歴書（1年分）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定様式を使用し、業種ごとに作成すること。</li> <li>・香川県内に申請する営業所（本社含む）がある場合提出。</li> <li>・No.13「測量法第55条の8の規定に基づく書類」、No.14「各登録規定第7条に規定する現況報告書」の書類がない場合に提出。</li> <li>・No.13「測量法第55条の8の規定に基づく書類」、No.14「各登録規定第7条に規定する現況報告書」の書類がある場合でも、<b>「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出すること。</b></li> </ul>
17	財務諸表（1年分） 【コピー】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・No.13「測量法第55条の8の規定に基づく書類」、No.14「各登録規定第7条に規定する現況報告書」の書類がない場合に提出すること。</li> </ul>
18	登録証明書 【コピー】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>建築土事務所、不動産鑑定業者</b>の登録を受けている場合に提出すること。これら以外の登録に関する証明書は不要とする。</li> <li>・令和7年10月1日以降に発行されたものであること。</li> </ul>

### 注：建築を申請する場合の注意点

#### 1. **建築のみ**を申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」「土木」「地質」「補償」のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず、No.15「商業登記簿」、No.16「業務経歴書」及びNo.17「財務諸表」の提出が必要です。

#### 2. **建築と併せて他の業種**を申請する場合

No.13「測量法第55条の8の規定に基づく書類」やNo.14「各登録規定第7条」に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築のNo.16「業務経歴書」を提出してください。（No.15「商業登記簿」、No.17「財務諸表」は不要です。）

### 問い合わせ先

担当窓口	住所	番号
多度津町役場 総務課 管財契約係	〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町 栄町三丁目3番95号	TEL：0877-33-1110 FAX：0877-33-2550